

「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(4/12～5/11 実施分)」 の一部変更について

令和3年5月31日にお知らせいたしました4/12～5/11実施分の飲食店等向け営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金について、郵送による受付開始を前倒しすることといたしましたのでお知らせいたします。

1 受付開始時期等

(1) 申請受付期間 当初 : 令和3年6月30日(水)～7月30日(金)

変更後 : 令和3年6月21日(月)～7月30日(金)

※ 変更後の6月21日からの受付は、郵送のみです。

※ 6月21日(月)から6月29日(火)までの間は協力金専用ポータルサイトから申請様式をダウンロードしていただき、郵送にてご申請ください。

※ オンラインによる受付は6月30日(水)14時(予定)からになります。
なお、大企業のみなさまについては、オンラインのみの受付となります。

(2) 受付要項公表 当初 : 令和3年6月30日(水)14時(予定)

変更後 : 令和3年6月21日(月)14時(予定)

※ 受付要項の冊子は、6月30日以降、都関係機関等で配布いたします。

【協力金専用ポータルサイト】

<https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr1/index.html>

【郵送宛先】〒111-8691

日本郵便株式会社 浅草郵便局 私書箱20号

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

(令和3年4月12日～5月11日実施分) 申請受付

※ 「特定記録郵便」など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※ 別途受付しております、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(4/1～4/11 実施分)」の提出先とは異なりますので、ご注意ください。

2 問い合わせ

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターにおいて対応いたします。(電話番号03-5388-0567 9時から19時まで毎日)

<本プレスに関する問い合わせ先>

産業労働局総務部企画調整課 早川 03-5320-4637

古川 03-5320-4671